

配偶者が遺産分割前に死亡した場合

Q : 私の母は、父が亡くなってまもなく亡くなりました。父の遺産分割が済む前に亡くなりましたが、この場合、配偶者控除の取り扱いはどうなりますか？

A : 全相続人の合意による遺産分割があるときは、配偶者控除の適用を受けることができます。

【解説】

配偶者が、第一次相続にかかる遺産分割が確定する前に死亡した場合の配偶者控除の取扱いは、最初に亡くなった者にかかる相続、つまり第一次相続にかかる配偶者以外の共同相続人とその後亡くなった配偶者にかかる第二次相続にかかる共同相続人とによって、第一次相続にかかる遺産を分割し、その配偶者が財産を取得したものと確定させたものについては、原則として配偶者控除の適用があるものとされています。

これは、包括受遺者がいる場合も同様です。

また、第一次相続にかかる被相続人の配偶者が死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判に基づいて分割されている場合において、その審判等の中でその配偶者の具体的相続分のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、その配偶者の共同相続人又は包括受遺者の全員の合意によってその配偶者の具体的相続分に対応する財産として特定させたものがあるときには、配偶者控除の適用があるとされています。

